

ロゴマーク「Kitakyushu Action!」の使用に関する運用基準

第1条 ロゴマーク「Kitakyushu Action!」の使用に関する要綱（以下、「要綱」という。）第4条（5）に定める「営利を主たる目的とするとき」については、原則として、ロゴマークを使用できない。ただし、商品等の販売にあわせて次の対応を行う場合は、使用を認める。

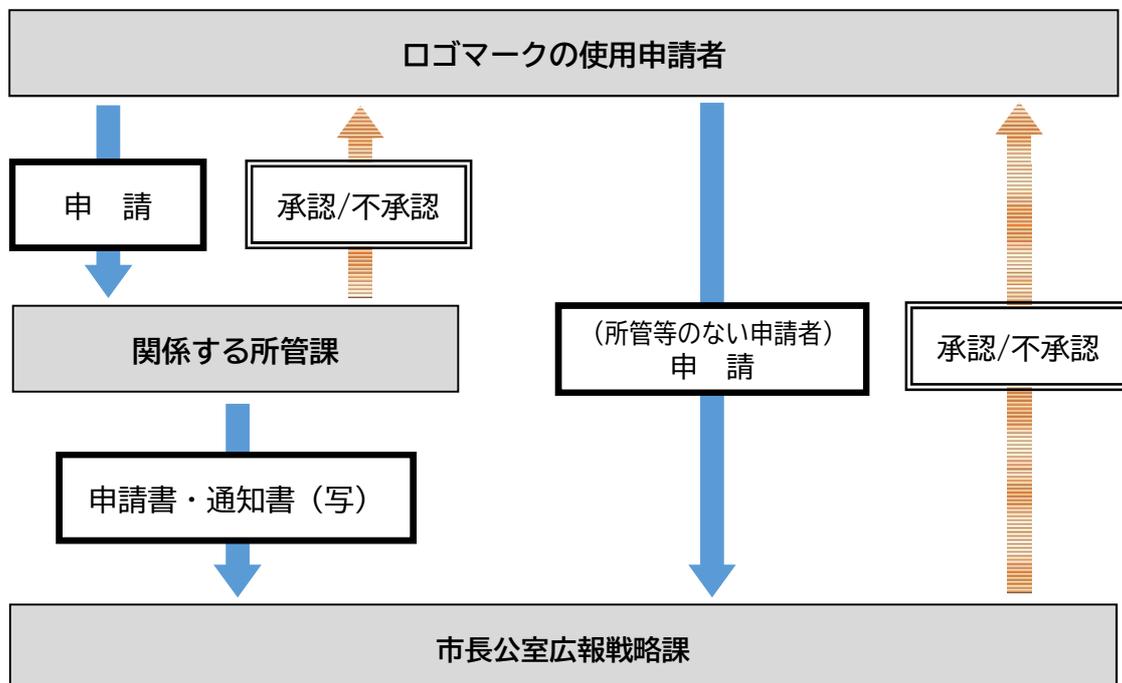
- （1）商品等の売上げの一部を被災地等に寄付すること。（金額は問わない。）
- （2）商品等に北九州市ホームページの二次元コードを記載するなど、北九州市のPR等に協力すること。なお、商品自体への印字が困難な場合は、看板やポップ等に記載するなど可能な対応を行い、単に営利のみを目的としていないことが分かるようにすること。

第2条 要綱第5条に定める使用申請は、次のとおりとする。

- （1）申請書の提出先は、申請者や事業者等の関係する所管課とする。
- （2）関係する所管課がない場合の提出先は、市長公室広報戦略課とする。

2 使用申請書を受理した所管課等は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、使用承認書（様式第2号）を、不適当と認められる場合は、使用不承認通知書（様式第3号）により通知する。その場合、申請書および通知書の写しを市長公室広報戦略課に提出すること。

第3条 要綱第5条に定める使用申請及び承認の流れについては、次のとおりとする。



附 則

この運用基準は、令和6年6月1日から運用する。